

八王子支部ニュース

Tel : 042(623)1141 Fax : 042(627)8741

<https://tokyoso-hachioji.com/> E-mail : hachioji-tu@nifty.com & senei@tokyoso-hachioji.com



LINE



HP



e-mail

都労連 統一行動 11/11(木)予定

◇ 11日(金)の朝に結果が出ます。

◎結果については各分会で都教組のホームページで確認してください。

- 手順 ①都教組のホームページにアクセス
②上部にある「組合員のページ」をクリック
③ID：職員番号を半角で入力 パスワード：職員番号を半角で入力
(どちらも職員番号を半角で入力し、クリックして先に進んでください)
④11月11日付新聞都教組号外をクリック

◎10月15日、東京都人事委員会は、都職員の給与に関する勧告と報告を行いました。

※国の勧より下げ幅が小さくなっています。しかし、

- ・月例給 賃上げなし ・定年年齢を段階的に65歳に引き上げ
- ・特別給 0.1月 期末手当から引き下げ (平均値で42000円引き下げ)
- ・再任用職員の一時金 0.05月引き下げ

詳しくは、10月21日付裏面都教組新聞号外をご覧ください。都労連・都教組は、東京都の実態と職場からの要求に沿い、賃金引き下げなどを行わせないよう現在交渉しています。

◇ 三つの署名活動お願いします

①『ゆきとどいた教育を求める署名』の活動 ②『体育館エアコン設置を求める署名』の活動

- ・11月14日(日)午前11時~12時
・京王高尾山口駅

☆健康増進、散歩ついでに、できる範囲で、
10分でも参加しましょう。支部役員がいます。

③『特別支援教室教改善署名』の活動

特別支援教室の教育条件改善を求める
緊急請願署名にご協力ください。

☆先日、書記の村田さんがハ王子労連加盟の東京土建さんへ「体育館エアコン」署名をお願いに行きました。なんと「教育を求める署名」473筆をいただきました。ありがとうございました。

◇秋の総行動重点要求項目・11月19日(木)18:00~市役所

(総行動:春と秋の年2回、全都で各自治体などに対して行われる市民・予算要求運動)

- 全小中学校の体育館にエアコンを設置してください。また、設置された学校では教育活動に使用できるようにしてください。
- コロナ禍で感染予防にかかる業務やオンラインにかかる業務が急増しています。市教委として各校の状況を把握し、適切な業務量の管理をしてください。
- 新年度が始まってから市教委から実施を求められるものは学校にさらなる負担となるのでやめてください。(今年はオリパラのプレゼント作成など)
- すべての小中学校の図書館に専門、正規、専任の学校司書の配置を現在の週1日から毎日に増やしてください。また、「読書の町八王子」にふさわしい学校図書館のための予算をさらに増額してください。
- 特別支援教室のガイドライン変更について、東京都へ撤回を求めてください。自治体として現在の職員配置を維持するよう都教委へ申し入れをしてください。また、原則の指導期間を設けないように都教委へ申し入れをしてください。

10/29交渉 「定年制の見直しについて（案）」を提案

都 側 「60歳超職員の給与水準は60歳前の7割」

都労連 明らかな年齢差別であり断じて容認できない！

都側は、定年引上げで焦点となっている60歳超職員の給与水準を60歳前の7割水準にすると提案しました。都労連は、賃金水準の引下げは同一労働同一賃金の観点、職務給の原則に反するとともに、明確な年齢差別であり断じて容認できないと強く批判し、退職手当について、賃金水準の7割措置をピーク時特例の対象とする提案は、60歳を超える職員の賃金引下げを前提としたもので断じて認められない等、反論しています。

都労連は、賃金水準を7割とする提案は、都労連要求を真っ向から否定し、55歳昇給抑制措置の廃止など制度改善を求める都労連要求を反映したものではないと厳しく批判し、提出する解明要求への速やかな回答と、提案を再検討し、早急に労使交渉を行うように求めています。

○提案のポイント（10月21日、10月29日小委員会交渉）

| 課題 | 都側の主張 | 都労連の主張 |
|-------------|---|--|
| 定年年齢 | ・定年は65歳。2023年4月1日に定年を61歳に引上げ、以降2年に1歳ずつ段階的に引上げ | ・定年年齢引上げ、定年前再任用短時間勤務制の導入、暫定再任用制度の措置、昇任制度については要求を実現するものと受け止める |
| 再任用制度との接続 | ・現行の再任用制度廃止後、定年前再任用短時間勤務制を導入、暫定再任用制度を措置 | ・現行の再任用短時間勤務職員、定年引上げとともに定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員を定数外配置すること |
| 昇任制度 | ・行政系、技能・業務系における昇任選考等の資格基準の上限年齢を、定年引上げに合わせて段階的に引上げ | ・同一労働同一賃金の観点や職務給の原則から60歳を超える職員の賃金を引下げないこと |
| 60歳を超える職員給与 | ・国の技術的助言、人事委員会勧告を踏まえ60歳超職員の給与は、当分の間、60歳前の7割の水準に設定。（60歳に達した日後最初の4月1日から） ・定年前再任用短時間勤務職員の給与は、現行の再任用短時間勤務職員と同様とする ・暫定再任用職員の給与は、現行の再任用職員と同様とする | ・55歳昇給抑制措置を廃止すること ・定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員を含め、再任用職員の賃金水準を抜本的に引き上げること |
| 退職手当 | ・給料月額7割措置適用に伴い、基本額の算定に係る特例（ピーク特例）について、希望降任等の理由に加え、当該7割措置を理由とする給料月額の減額についても適用対象とする | ・定年年齢引上げにともない職員の勤務年数が長期化することから、退職手当の基本額の支給率を引上げ、退職手当を改善すること |
| 早期退職割増 | ・当分の間現行定年から10年を減じた年齢以上現行定年未満対象とする現行の早期退職割増制度を存置し、現行定年以上は同制度に基づく割増対象としない | ・早期退職者に対する退職手当の割増制度を存置し、定年年齢引上げに伴って割増率を引き上げるなど勵奨退職制度を改善すること |
| 定年完成後 | ・定年引上げ完成後、60歳前の給与水準が連続的になるよう、新たな給与制度の在り方について、国の動向などを注視し、見直しを検討する | ・40歳50歳から昇給カーブをフラット化することが想定され、勤務年数が増えても賃金総額を増やさず生涯賃金抑制につながるとするなら、認めるわけにはいかない |

2021賃金確定闘争勝利

都労連の行動に結集し闘おう！

東京都労働組合連合会
(都労連)
全職場一齊宣伝ビラ
2021年11月2日